

# 工事下請基本契約約款

2016年 7月 5日制定

2020年 7月 7日改訂

株式会社第一ヒューテック

## 目 次

総則		
契約約款		
第1条	(契約の成立)	1
第2条	(工事の施工)	1
第3条	(命令などの遵守)	1
第4条	(秘密の保持)	1
第5条	(特許権等)	2
第6条	(安全・衛生の確保)	2
第7条	(労働者災害補償)	2
第8条	(事業経営の報告)	2
第9条	(意見の聴取)	2
第10条	(書面主義)	2
第11条	(権利義務の譲渡)	2
第12条	(一括委任または一括下請けの禁止)	3
第13条	(関係事項の通知)	3
第14条	(再下請人関係事項の通知)	3
第15条	(作業所長)	3
第16条	(現場代理人および主任技術者)	4
第17条	(工事関係者に関する措置請求)	4
第18条	(工事材料および工所用機器)	4
第19条	(支給材料および貸与品)	4
第20条	(立会)	4
第21条	(不適合の施工の改造)	4
第22条	(条件変更等)	4
第23条	(工事の変更、中止)	5
第24条	(工期の延長)	5
第25条	(賃貸または物価の変動に基づく請負金額の変更)	5
第26条	(臨機の措置)	5
第27条	(一般的損害)	5
第28条	(第三者に及ぼした損害)	5
第29条	(天災その他不可抗力による損害)	5
第30条	(完成検査及び引渡し)	5
第31条	(完成前部分使用)	6
第32条	(工事出来高の確認)	6
第33条	(請負代金の請求)	6
第34条	(請負代金の支払)	6
第35条	(支払条件の変更)	6
第36条	(労働賃金等の立替払)	6
第37条	(乙の下請負人への直接払)	6
第38条	(相殺)	7
第39条	(乙の中止権)	7
第40条	(契約不適合責任)	7
第41条	(履行遅滞の損害金)	7
第42条	(甲の解除権)	8
第43条	(乙の解除権)	8
第44条	(解除後の措置)	8
第45条	(紛争の解決)	8
第46条	(反社会的勢力の排除)	9
第47条	(情報通信の技術を利用する方法)	9
第48条	(安全帯使用の義務)	9
第49条	(契約に定めない事項)	9
第50条	(裁判の管轄)	9

## 《総則》

注文者株式会社第一ヒューテック（以下「甲」という）と請負者（以下「乙」という）は、本契約約款に定める事項を遵守し、甲乙は対等の立場に立ち、互いに協力し、信義を守り、契約を履行するものとする。

第1条 甲と乙とは建設産業の生産システムにおける各自の役割と責任を自覚し、役割に応じた責任を明確に果たすため最善を尽くすものとする。

第2条 乙は甲が作成する別紙の様式による施工体系図の整備に協力し、再下請については、別紙の様式による再下請負契約届出書を遅滞なく提出する。

第3条 この工事下請基本契約約款の有効期間は、この約款の効力発生日より一年間とする。ただし、個別契約期間満了日までに、甲または乙から文書による解約の申し入れがないときは、自動的に更に個別契約期間満了日より1ヵ年延長されるものとし、以後も同様とする。

## 《契約約款》

### (契約の成立)

第1条 契約は、甲が予め乙より提出された見積書を審査のうえ、乙に対し注文書を発行し、乙が甲に対し、甲の指定する期間内に請書を提出した時に成立する。

2. 甲の注文に対し、乙がこれを引き受ける意思がないときは、その旨を速やかに甲に通知するものとする。

3. 注文書は電子メールまたはファクシミリ（以下電磁的方法という）で発行をする。乙が電磁的方法を承諾しない場合は、書面にて発行をする。

### (工事の施工)

第2条 乙は、注文書、請書、契約付帯条件およびこの約款の諸条件に従い、甲より指示された仕様書、設計図（以下設計図書という）に基づき工事を施工し、完成して甲に引き渡すものとする。

2. 設計図書に明示されていない事項または不明確な事項については、甲乙協議のうえ決定する。

3. 甲は、元請業者として、個別工事業者の関連において調整をはかるとともに、乙は甲の指示に従う。

### (命令等の遵守)

第3条 甲および乙は、施工にあたり建設業法、その他施工、安全、衛生、労働者の使用等に関する法令およびこれらに基づく所轄官公庁の行政通達・告示等を遵守する。

2. 甲は、乙に対し前項の規定に基づく必要な指示および指導を行い、乙はこれに従う。

### (秘密の保持)

第4条 乙は、工事施工上知り得た甲の企業秘密、施工上の工法、技術および営業上の秘密の一切を他に漏洩しない。

(特許権等)

第5条 乙は、第三者の特許権等の対象となっている施工方法、工事機材、工事用機器等を施工上使用するときは、その使用に関する一切の責任を負う。ただし、甲の指示による場合はこの限りではない。

2. 乙は工事施工上で知り得た、または甲と共同開発した施工方法、工事材料、工事用機器等について、甲の同意を得ないで使用、または特許権等の工業所有権を申請あるいは第三者を介して申請させたりはしない。

(安全・衛生の確保)

第6条 乙は、施工にあたり、事業者として工事従事者の災害防止に万全を期する。

2. 乙は、災害防止のため、甲の安全施策、安全衛生管理の方針および甲が別に定める『安全衛生管理規程』の諸事項を遵守するとともに自ら作業基準を確立し、かつ責任体制を明確にする。

(労働者災害補償)

第7条 乙は、その被用者または乙の下請人の被用者の業務上の災害補償について労働基準法第87条第2項に定める使用者として補償引受の責を負う。

2. 労働者災害補償保険の取扱いについては、甲が加入するものによる。ただし、乙もしくはその被用者または乙の下請人若しくはその被用者の責による労働災害補償保険法に定める不正受給、故意または重大な過失による事故などに起因する徴収金の事業主負担分は、乙が負担する。
3. 乙は、甲と協力会社とが相提携して労働災害を防止し、併せて被用者の労働災害の補償について、相互扶助を目的として設立した共済会に加入し、会員となり、共済会規約および規約細則に基づき、上積み補償をうけることができる。

(事業経営の報告)

第8条 甲または乙は、必要に応じ相手方の事業経営の内容等について、報告を求めることができる。

(意見の聴取)

第9条 甲は、工事施工上の工程、作業方法等の決定にあたり、予め乙の意見を聴取することができる。

(書面主義)

第10条 この約款の各条項にいう承諾、承認通知、指示請求は、原則として書面により行う。

(権利義務の譲渡)

第11条 甲または乙は、この約款および契約により生じた権利または義務を第三者に譲渡し、または承継させてはならない。ただし、相手方の書面による事前の承諾を得た場合はこの限りではない。

2. 工事の目的物または工事現場に搬入した材料等についても前項と同様とする。

3. 甲および乙は、相手方の書面に事前の承諾を得なければ、この契約の目的物並びに検査済みの工事材料及び建築設備の機器（いずれも製造工場等にある製品を含む）を第三者に譲渡し、若しくは貸与し、または抵当権その他の担保の目的に供することはできない。
4. 乙は、第一項ただし書の規定により、この契約の目的物に係る工事を実施するための資金調達を目的に債権を譲渡したときは、当該譲渡により得た資金を当該工事の施工以外に使用してはならない。

（一括委任または一括下請の禁止）

第12条 乙は、一括して個別工事の全部または一部を第三者に委任あるいは請負わせてはならない。ただし、予め甲の書面による承諾を得た場合はこの限りではない。

2. 乙は予め書面による事前の甲の承諾を得た場合であっても建築士法（平成18年法律第114号）に係る契約に関するものについては一括して個別工事の全部または大部分を第三者に委任あるいは請負わせることはできないものとする。

（関係事項の通知）

第13条 乙は、工事着手前に作業所長へ、次の各号に掲げる事項を書面で提出し、承認を得る。

- (1) 建設業の許可番号および業種
- (2) 現場代理人および主任技術者の氏名
- (3) 安全衛生責任者および雇用管理責任者の氏名
- (4) その他、施工上法律でおくことを義務づけられた、有資格者等の氏名
- (5) 就労予定労働者数および一日あたり平均作業員数
- (6) 作業員に対する賃金支払い方法
- (7) その他、甲が工事の適正な施工を確保する為に必要と認められる事項（工事計画・安全関係等）

2. 乙は、甲に対して、前項各号に掲げる事項について変更があったときは、遅滞なく書面をもってその旨を通知する。

（再下請人関係事項の通知）

第14条 乙が、個別工事の全部または一部を第三者に委任し、または請負寄せた場合は、乙は、甲に対して、その契約（その契約に係る工事が数次の契約によって行われるときは、すべての契約を含む。）に関し、別紙（再下請契約届出書）を提出し、承認を得る。

2. 乙は、甲に対して、提出事項について変更があったときは、遅滞なく書面をもってその旨を通知する。

（作業所長）

第15条 甲は、自己に代わって工事現場を総括し、乙を指揮、監督するとともに関連工事との調整をはかり、元請工事を円滑に完成させるため作業所長をおく。

2. 作業所長は、この約款および契約書にもとづく指示、指導、検査、立会等を行う。
3. 作業所長は、前項の事項等を行うため、作業所員にその権限の一部委任することができる。

(現場代理人および主任技術者)

第16条 乙は、自己に代わって工事現場に常駐し、工事現場の一切の事項を処理するため現場代理人をおくことができる。その場合は作業所長にその氏名等を通知する。

2. 現場代理人は、工事現場の秩序、安全衛生災害防止、作業時間等、工事現場の運営に関する事項については、作業所長の指示に従うとともに、その他の事項についても作業所長に協力して元請工事の円滑な完成に協力する。

(工事関係者に関する措置請求)

第17条 甲は、乙の現場代理人、主任技術者、その他乙が施工のために使用している下請負人、作業員等で、施工または管理につき著しく不相当とみられるときは、乙に通知し必要な措置を請求することができる。

2. 乙は、作業所長および甲の作業所員に前項と同様な事項があれば、甲に対して必要な措置を請求することができる。

(工事材料および工事用機器)

第18条 乙は、工事材料および工事用機器の工事現場への搬出入については、予め作業所長の承認をうける。

2. 乙は、前項の規定にかかわらず、検査の結果不合格と決定された工事用材料および工事用機器については、速やかに場外に搬出する。

(支給材料および貸与品)

第19条 甲から乙への支給材料および貸与品の受渡時期は、甲乙協議の上定めるものとし受渡場所は原則として工事現場とする。

2. 乙は、支給材が不要となったとき、または貸与品が使用済みとなったときは、速やかに甲に返却する。ただし、有償支給材についてはこの限りではない。

(立会)

第20条 乙は、地中または水中の工事、その他施工後外部から見ることのできない工事を施工するときは、作業所長の立会いを求める。

(不適合の施工の改造)

第21条 乙は、施工が設計図書に適合しない場合で、作業所長が改造を請求したときは、これに従うものとし、このための工期、請求金額の変更を求めることはできない。ただし、不適合が甲の責であることが明らかな場合はこの限りではない。

(条件変更等)

第22条 乙は、施工にあたり、次の各号の一つにでも該当する事実を発見したときは、直ちに作業所長に通知し、確認を求め指示をうける。

- (1) 設計図書と工事現場の状態の不一致
  - (2) 設計図書の表示が不明確
  - (3) 工事現場の地質・湧水等の状態・施工上の制約等・設計図書と施工条件の自然的、人造的相違
  - (4) 設計図書で明示されていない施工条件で、予測できない状況が発生したとき、またはおそれがあるとき
2. 作業所長は、前項の事実の通知を受けたときは、直ちに調整し、指示すべきものの、または協議すべきものの判断をし、速やかに対処する。

(工事の変更、中止)

第23条 甲は、必要と認めるときは、乙に通知して工事内容の変更または工事の全部もしくは一部を一時中止させることができる。この場合、必要と認められるときは、甲乙協議して工期または請負金額の変更をすることができる。

(工期の延長)

第24条 乙は、天候不良等乙の責に帰することのできない理由、その他正当な理由により、工期内に工事を完成することができないときは、甲に対し遅滞なくその理由を明らかにして工期の延長を求めることができる。この場合、延長日数は甲乙協議して定める。

2. 前項により工期延長をする場合で、必要があると認められるときは、甲乙協議して請負金額を変更する。

(賃金または物価の変動にもとづく請負金額の変更)

第25条 工期内に賃金または物価の変動により、請負金額が不相当となり、変更する必要があると認められるときは、甲乙協議して請負金額を変更する。

(臨機の措置)

第26条 乙は、災害防止などのため必要と認められるときは、甲に協力し臨機の措置をとる。その措置に要した費用のうち、請負金額の範囲を超える場合は甲乙協議して負担額を定める。

(一般的損害)

第27条 完成検査前に工事目的物または工事材料および工事用機器などについて生じた損害、その他施工に関して生じた損害は、乙の負担とする。ただし、甲の責に帰すべき理由により生じたものは、甲の負担とする。

(第三者に及ぼした損害)

第28条 施工に関し、第三者（関連工事の請負人等を含む。以下本条において同じ）に損害を及ぼしたときは、乙がその損害賠償等につき負担する。ただし、その損害賠償等のうち甲の責に帰すべき理由により生じたものおよび施工に伴い通常避けることができない事象により生じたものについては、この限りではない。

2. 前項の場合その他施工について第三者との間に紛争を生じた場合においては、甲乙協力してその処理解決にあたる。

(天災その他不可抗力による損害)

第29条 天災その他不可抗力によって工事目的物、工事材料、工事用機器等に損害を生じたときは、乙が善良なる管理者の注意を怠ったことによるもの以外は、甲の負担とする。ただし、負担額およびこれに関連する費用等の割合は、甲乙協議して定める。

(完成検査及び引渡し)

第30条 乙は、工事が完成したときは、その旨を書面をもって甲に通知する。

2. 甲は、前項の通知を受けたときは、遅滞なく乙の立会のうえ工事の完成を確認するための検査を行う。この場合、甲は当該検査の結果を書面をもって乙に通知する。

3. 甲は、前項の検査によって工事の完成を確認した後、乙が書面をもって引渡しを申し出たときは、直ちに工事目的物の引渡しを受ける。
4. 甲は、乙が前項の申出を行わないときは、工事目的物の完成を確認した後、工事目的物の引渡しを求めることができる。この場合においては、乙は、直ちにその引渡しをする。
5. 乙は、工事が第2項の検査に合格しないときは、遅滞なくこれを修補して甲の検査を受ける。この場合においては修補の完了を工事の完成とみなして前4項の規定を適用する。
6. 乙が第3項の引渡しを申し出たにもかかわらず、合理的理由がなく甲が受けないときは、引渡しまでに要する費用は甲が負担する。

(完成前部分使用)

第31条 甲は、乙の工事目的物が完成前であっても、その全部または一部を乙の同意を得て使用することができる。ただし、乙が必要あるときは、その使用中止を求めることができる。

2. 前項の場合、甲は、善良な管理者の注意をもって使用する。その使用により損害を生じたときは、これを補償するものとし、その額については甲乙協議して定める。

(工事出来高の確認)

第32条 乙は、毎月15日に作業所長に出来高確認を求め、作業所長は乙の立会いのうえ確認する。

(請負代金の請求)

第33条 乙は、前条の出来高により工事代金を甲が定める『請求書』により甲に請求することができる。ただし、前月までの既受領額、または既請求金額は控除する。

(請負代金の支払)

第34条 甲は、工事目的物の引渡しを受けたとき、または前条による乙の請求にもとづき、個別契約に定める支払条件により、乙に支払う。

(支払条件の変更)

第35条 甲または乙は、やむを得ない場合には相手方の同意を得て、支払方法および支払時期の変更をすることができる。

(労働賃金等の立替払)

第36条 乙または乙の下請負人が労働賃金、材料代金等の支払を遅滞し、甲が乙に対しその支払を催告してもなお支払わない場合において、甲が乙に対して支払債務があるときは、甲は、立替えて支払うことができる。ただし、原則として事前に乙から事情を聴取して行う。

(乙の下請負人への直接払)

第37条 甲は、第42条により契約解除をした場合、乙が乙の作業員への労働賃金または乙の下請負人に対し支払いを履行していない場合において、甲が乙に対する支払債務があるときは、乙に代わってその全部または一部を支払うことができる。

2. 前項により支払った場合は当該支払額の範囲において、甲の乙に対する債務は消滅する。

(相殺)

第38条 甲が乙より支払いを受けるべき金銭債務がある場合、甲は乙への支払いの際、これを相殺することができる。

(乙の中止権)

第39条 乙は、次の各号に該当するときは、甲に対し通知した後、工事を中止することができる。

(1)甲が第33条による請負代金の支払いを一方的に遅延し、乙が支払請求しても支払わないとき

(2)天災その他、不可抗力により工事目的物に損害を生じ、あるいは工事現場の状態が変動したため、乙が施工できないと認めたとき

2. 甲は、前項各号のいずれかに該当する場合、乙がその工事の続行に備え、工事現場を維持または作業員、工事用機器等を保持するための費用その他工事の中止にともなうこの損害を補償する。この場合の保証額は、甲乙協議して定める。

(契約不適合責任)

第40条 甲は、引渡された工事目的物が契約内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という）であるときは、乙に対して、相当の期間を定めて目的物の修補または代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。または修補とともに損害の賠償を請求することができる。ただし、契約不適合の修補に過分の費用を要するときは修補の追完を請求することができない。

2. 契約の工事目的物の契約不適合責任期間は引き渡しの日から、木造建築等については1年間、石造・金属造・コンクリート造の建物およびこれらに類する工作物は2年間、または地盤の施工に基づくものについては10年間とする。ただし甲が乙に対しこれと異なる契約不適合責任期間を定めたときはその期間とする。
3. 乙の故意または重大な過失によって生じた契約不適合責任期間については、前項を適用せず工事完成引渡時より10年または、契約不適合による権利を行使することができる事を知った時から5年のいずれか早い方とする。この場合契約不適合を知った日から1年以内に通知するものとする。
4. 乙は、甲から契約不適合の修補を求められたときは、速やかに修補するものとする。ただし、乙が修補を行わないときは、甲は自ら修補または第三者に修補させ、その費用を乙に請求することができる。
5. 前項の定めは、甲の責に帰することが明らかな場合には適用しない。

(履行遅滞の損害金)

第41条 乙の責に帰すべき理由により工期内に工事を完成することができない場合において、工期経過後相当の期間内に完成する見込みのあるときは、甲は乙から損害金を徴収して工期を延長することができる。

2. 甲の責に帰すべき理由により工事代金の支払いが後れた場合、乙は未受領金額に対して遅延日数に応じた損害金の支払いを法定利率により算出し、甲に請求することができる。

3. 前2項の損害金の額は、甲乙協議して定める。

(甲の解除権)

第42条 甲は、乙が次の各号のいずれか一つにでも該当するときには、契約の全部または一部を解除することができる。

- (1) 正当な理由がないのに、工事に着手すべき時期を過ぎても工事に着手しないとき
  - (2) 乙の責に帰すべき理由により、工期内または工期経過後相当期間内に工事を完成する見込みがないと明らかに認められるとき
  - (3) 施工技術、労務管理、安全衛生管理等が不良で、甲に重大な迷惑を及ぼしたとき、または及ぼすおそれのあると認められるとき
  - (4) 資産、信用または事業に重大な変更が生じ、契約の履行が困難と認められるとき
  - (5) 前各項に掲げる場合のほか、この約款および契約に違反し、契約の目的を達することができないと認められるとき
  - (6) 第43条第1項によらないで、契約の解除を申し出たとき
2. 甲は、前項各号の一つにより契約を解除したときは、工事の出来高部分および支払の対象となった工事材料の引渡しを受ける。
  3. 甲は、前項の引渡しをうけたときは、これに相応する工事代金相当額を乙に支払う。
  4. 甲は、第1項により契約を解除した場合、乙に対し、その解除により生じた損害の賠償を求めることができる。金額については、甲乙協議して定める。

(乙の解除権)

第43条 乙は、次の各号のいずれか一つにでも該当するときには、契約の全部または一部を解除することができる。

- (1) 乙の責に帰すべき理由によらないで、工事中止期間が6ヶ月を超えたとき
  - (2) 甲が契約に違反し、その違反によって工事を完成することが困難になったとき
  - (3) 甲が工事代金を支払う能力がないことが明らかになったとき
2. 前項各号の一つにより契約を解除したときは、第42条の2ないし、4項を準用する。

(解除後の措置)

第44条 契約を解除したときは、甲乙協議の上期間を定めてその引き取り、後片付け等の処理を行う。

2. 前項の処置がおくれているとき、催告しても、正当な理由なくお行われなときは、相手方は、代ってこれを行い、その費用を請求することができる。

(紛争の解決)

第45条 この約款の各条項において、甲乙協議して定めるものにつき協議がととのわないう場合、その他甲乙間に紛争を生じた場合、甲または乙は次の各号の一つのいずれかを任意に選択のうえ解決をはかる。

- (1) 建設業法による建設工事紛争審査会のあっ旋、調停または仲裁による解決
- (2) 民事訴訟手続きによる解決

(反社会的勢力の排除)

第46条 甲は、乙が次の各号の一つにでも該当するとき、又は該当すると疑いが生じたとき、あるいは不当な要求を受けたときは、何らの催告を要せずに契約を解除することができる。

- (1) 暴力団
  - (2) 暴力団員
  - (3) 暴力団準構成員
  - (4) 暴力団関係者
  - (5) 総会屋その他の反社会的勢力（以下、まとめて「反社会的勢力」という）
  - (6) 反社会的勢力が経営もしくは運営に実質的に関与している法人等
2. 甲は、前各号の規定により、個別契約を解除した場合には、工事にかかわる契約について、乙に損害が生じても、甲は何らこれを賠償及び補償することは要せず、又、契約解除により甲に損害が生じたときは、乙は工事にかかわる契約の損害を賠償するものとする。賠償額については甲乙協議して定める。

(情報通信の技術を利用する方法)

第47条 この約款において書面により行わなければならないこととされている承諾、承認通知、指示請求等は、建設業法その他の法令に違反していない限りにおいて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法を用いて行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならない。

(安全带使用の義務)

第48条 乙は、第42条1項3号により、足場上等の高所作業で安全带使用義務に違反した場合には、即時作業現場より退場するとともに、甲は催告することなく工事にかかわる契約を解除することができる。

2. 甲は、第1項の規定により、個別契約を解除した場合には、工事にかかわる契約について、乙に損害が生じても甲は何らこれを賠償及び補償することは要せず、又、契約解除により甲に損害が生じたときは、乙は工事にかかわる契約の損害を賠償するものとする。

(契約に定めない事項)

第49条 この約款および契約に疑義生じたとき、またはこれらに定めのない事項については、必要に応じ甲乙協議して定める。

(裁判の管轄)

第50条 紛争の解決にあたって、第45条1項2号による場合、甲の本店所在地を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所を専属的第一審管轄裁判所とする。

以上

(関連事項) 契約付帯条件  
協力会社労災共済会  
安全衛生管理規程